

(仮称) 宗谷丘陵南風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	前倒し調査を実施している項目及び内容は以下の通りです。 ①希少猛禽類 時期：2023年1月～10月（1営業期） 内容：当該地域の希少猛禽類の生息状況を把握するため、事業実施想定区域及びその周囲を対象とした目視観察調査を実施。 ②植生 時期：2023年8月、10月 内容：当該地域の植生を把握し、方法書段階での適切な調査計画策定に資するため、事業実施想定区域を対象とした航空写真判読による基図作成及び現地での群落組成調査を実施。
1-2	-	図書の公表	1次	貴社ウェブサイトによると、本配慮書のインターネットでの公表期間は縦覧期間のみで、電子縦覧図書のダウンロード・印刷はできないこととなっています。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。	アセス図書には開発に関する重要な情報が含まれており、他事業者による調査内容の盗用や不正な利用、また、第三者による悪用の恐れがあるため、環境影響評価図書を印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することは控えております。
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	住民との相互理解のため、環境影響評価手続きに限らず、事業検討段階の各段階に、関係自治体、地元の環境保全団体等との協議、及び住民への事業説明等を適宜実施し、懸念や不安等の払拭に努め、相互理解を促進して参ります。今後も適宜自主的に説明を行っていく予定で、引き続き密にコミュニケーションをとりながら検討を進めていきます。

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	4	第一種事業により設置される発電所の出力	1次	総発電出力の注釈をみると、現段階の想定であり、単機出力及び設置基数に応じて変動する可能性があること記載されていますが、単機出力又は設置基数が、本図書に記載されている値を超える可能性があることでしょうか。	配慮書に記載した総発電出力は想定される変動のなかでも「最大」の値を示したものであり、単機出力及び基数は現在想定される範囲での最大を記載しており、超過することは想定しておりません。ご指摘のとおり、方法書以降では誤解のない表現に改めさせていただきます。
2-2	15	2) 検討対象エリアの絞り込み	1次	検討対象エリア3市町村のガイドライン等の資料との整合について、どんな点を確認したのか伺います。	関係地域のガイドライン等の資料につきましては、ガイドラインの記載やガイドラインマップ等との位置関係を確認し、計画地から除外することが望ましいとされる区域・指定理由等の内容を確認したうえで、事業区域の検討を行いました。その後、事業区域の検討経緯について自治体に説明し、了解を得ることで、資料との整合をはかりました。具体例の一つとして、住居からの離隔距離の設定につきまして、質問2-3①に回答致します。
2-3	15	(c)生活環境への影響が想定される区域の除外	1次	①住居及び配慮が特に必要な施設との離隔距離を1.0kmに設定した理由をご教示ください。 ②配慮が特に必要な施設とは、どのような施設かをご教示ください。	①住居及び配慮が特に必要な施設との離隔距離は、関係地域で規定された以下のガイドラインの記載を参考としてつつ設定しました。 ・「豊富町風力発電施設設置に関するガイドライン（平成29年12月11日）」では、「周辺住民とは風力発電施設から1km以内に居住する者」と定義されているほか、「風力発電施設については住宅等（学校、保育所、病院、福祉施設等住民が利用する施設を含む。以下、「住宅等」という。）から500m以上離れること。」とされている。 ・「稚内市風力発電施設建設ガイドライン（H12.4.1制定/H15.4.1改正）」では「原則として民家から500m以上離れること」 ②「発電所に係る環境影響評価の手引（経産省、令和2年11月）のp.31、「学校、病院その他の環境の保全」についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況」の記載を参考に、学校、保育所、病院、診療所、住居等が対象になるものと考えております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-4	16 23 33	(e) 累積的影響が懸念される区域の除外	1次	<p>本事業は実施想定区域の全域が他事業と重複しているほか周辺にも既設及び計画中の事業が複数存在しており、累積的影響が非常に係わってくる地域であることから、</p> <p>①そうした地域に事業を計画すること自体についての考えをご教示願います。</p> <p>②既設の風力発電機及び他の風力発電事業計画との離隔距離を2.0kmに設定した理由をご教示ください。</p> <p>③他事業との累積的影響は互いの事業の進捗状況により環境影響評価手続の中では予測・評価にきちんと反映できないことも想定されますが、他事業の情報入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えます。現在までの協議状況についてご教示願います。</p> <p>④他事業との環境影響の累積的影響の評価について、今後どのように対応する考えなのか伺います。</p>	<p>①生活環境に係る累積的影響につきましては、隣接する対象事業実施区域（方法書以降の段階）から2kmの範囲を計画地から除外することに加え、方法書以降に行う事業区域の絞り込み、調査結果を踏まえた風力発電機の配置検討等により、重大な影響を回避・低減できる可能性が高いと考えております。また、自然環境に係る累積的影響につきましては、現時点では知見が乏しく、配慮距離等を示す明確な指針等は存在しないものと認識しております。今後、累積的影響に関する知見を可能な限り収集しつつ、適切に事業検討を行うことで、累積的影響による重大な影響の回避・低減が行えるものと考えております。なお、事業地が重複する事業実施想定区域（配慮書段階）につきましては、配慮書段階では具体的な事業計画を考慮した事業区域の絞り込みが行われる前の段階であると考えられることから現段階では考慮しておりませんが、今後の手続きにおいて必要に応じて他の事業者とも情報交換を行いつつ、適切に検討を進めていく方針です。</p> <p>②本事業の事業実施想定区域の絞り込みにあたって、生活環境への影響を回避するため、住居等から1.0kmの範囲を除外しております。同様に、既設の風力発電機及び他の対象事業実施区域（方法書以降の段階）との生活環境の影響範囲をそれぞれ1.0kmと仮定した場合、隣接他事業との影響範囲は最大で2.0kmの範囲と考えられることから、2.0kmの離隔を設定致しました。</p> <p>③現段階では、隣接する他の事業者との協議等は行っておりません。</p> <p>④累積的影響につきましては、今後、専門家からの助言等も踏まえ、知見を可能な限り収集しつつ、予測・評価を行う方針です。</p>
2-5	20	図2-7（生活環境への影響が想定される区域）	1次	<p>凡例に「配慮が特に必要な施設」との記載はありませんが、「住居等」に含まれていると解してよろしかったでしょうか。</p>	<p>「配慮が特に必要な施設」は「住居等」に含まれております。</p>
2-6	29	表2-2 工事工程（想定）	1次	<p>土木工事の完了から風車の据付工事の完了までの期間がかなり離れているように思われますが、ヤードの法面緑化等を行ってから風車の据付を行う想定ということでしょうか。</p>	<p>土木工事完了に合わせ、法面緑化等も随時行う計画です。</p>

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	53 58	図3-12 重要な地形・地質	1次	<p>宗谷丘陵の周氷河性波状地について、日本の地形レッドデータブック第2集で示された地形図の範囲は本図のとおりですが、その説明では「天塩川の北岸から北海道北端の宗谷岬まで、90kmにわたって南北に連なる丘陵」と記載されています。図書では、事業実施想定区域には重要な地形・地質は含まれていないとしますが、この地形は本当に区域に含まれていないのか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>「日本の地形レッドデータブック第2集—保存すべき地形—」（平成14年、小泉・青木（編））における記載は周氷河地形に関する概説（広義の説明）であると理解しております。本書で設定した「重要な地形・地質」として扱う範囲は、出典に掲載された範囲とし、事業実施想定区域は当該資料に明示された「重要な地形・地質」の範囲には含まれないものと認識しております。</p>
3-2	60	表3-18 動物の重要な種及び重要な生息地の選定基準	1次	<p>選定基準Jの「令和3年（2021年）度鳥獣保護区」について、なぜ最新版を参照しなかったのか理由をご教示願います。</p> <p>また、最新版は令和5年度版となっておりますので、本図書を修正する必要はないか、確認の上その結果をご教示願います。</p>	<p>鳥獣保護区の出典の更新漏れ、申し訳ありませんでした。最新版の令和5年度版のハンターマップを確認したところ、図書に掲載した範囲の鳥獣保護区に変更は無いことを確認致しました。記載内容等につきましては、方法書以降で適切に修正させていただきます。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-3	81	③植生自然度	1次	<p>①事業実施想定区域内には、植生自然度10のササ群落(II)、植生自然度9のトドマツミズナラ群落、エゾイタヤミズナラ群落等が見られるとありますが、その他区域内にみられる植生自然度の高い群落と、それらの中から先述した群落を例示とした理由について、ご教示願います。</p> <p>②また、これらの群落が生育する範囲は原則改変を避けるべき部分ではありますが、尾根部周辺に高い頻度で存在しています。当該部分に対する事業者の見解とともに、今後どのような環境保全措置を検討していくのかお示しください。</p>	<p>①例示した群落は事業実施想定区域内に含まれる代表的な自然植生としてお示ししております。例示した群落のほか、事業実施想定区域内における植生自然度9及び10の群落は、配慮書P.3-47 表3-29に示す通り、自然度10「オオヨモギオオイタドリ群団、ササ群落(IV)、ヒルムシロクラス、チマキザサ-ヌマガヤ群落、ヨシクラス、砂丘植生、ハマナス群落」、自然度9「エゾマツトドマツ群集、アカエゾマツ群集、ダケカンバ-エゾマツ群落、ササダケカンバ群落(北海道)、ミヤマハンノキ群落(北海道)、ミズナラ群落(海岸風衝型)、ハルニシ群落、ハンノキ-ヤチダモ群集、ハンノキ群落(IV)、ヤナギ高木群落(IV)、ヤナギ低木群落(IV)」が分布しております。</p> <p>②植生自然度は「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(平成28年、環生多発第1603312号)に記載のとおり、「植生図の凡例に対して付加した尺度であり、ある立地の個別の群落に対する自然性の尺度ではない。ある立地に成立していた植生(群落)が変化すれば尺度も変化する。」とされ、「植生自然度2.5万は、1/2.5万植生図の凡例に対して植生自然度を付与したものである。1/2.5万植生図を利用し、現地調査に基づいて詳細な植生図を作成する際は、植生の実態を踏まえて凡例を設定し、利用者において判断することが必要である。例えば以下のような場合は、現地調査に基づいて作成する詳細な植生図を基に、植生自然度2.5万を参考にしながら、利用者が適切な自然度を当てはめる。」ことが必要であると理解しております。</p> <p>今後、当該地域における植生図につきましては、環境省植生図1/2.5万を参考としつつ、方法書以降の手続きにおいて実施する植生調査(航空写真判読及び群落組成調査)をもとに、群落組成表を作成し、当該地域における適切な自然度の区分を設定するとともに、その結果を踏まえ、工事計画の修正を含めた予測・評価を行っていく方針です。なお、現段階で想定される環境保全措置として、既存林道・作業道等の既に改変が行われた箇所を最大限活用することや、地形によっては垂直擁壁を活用すること等で改変面積を最小化できると考えております。</p>
3-4	83	図3-30 現存植生図(拡大1/4)	1次	<p>図の左側(事業実施想定区域外)に存在する「50 牧草地」の配色が市街地と同じですが、本区域は牧草地、市街地どちらを指しているのかご教示願います。また、他の地域でも同様の誤りがあれば、箇所を示した上で修正してください。</p>	<p>当該図内のラベルに、一部不適切な表示されておりました件、大変失礼致しました。ご指摘の不備は微小な凡例の上にラベル(数字)が表示されたため生じたものでしたので、微小ポリゴンにラベルを表示させない設定に変更のうえ、現存植生図(拡大図)一式を別添資料①にお示し致します。</p>
3-5	92	図3-33 特定植物群落及び巨樹・巨木林	1次	<p>①本図で示されている巨樹・巨木林は、前ページの表3-33のいずれに該当するのかが分からないので図内に名称を示してください。</p> <p>②凡例にある特定植物群落名が「北大天塩地方演習林蛇紋岩地帯アカエ『ツ』マツ林」となっているので修正してください。</p>	<p>①②図を修正したものを別添資料②にお示し致します。</p>
3-6	103	①事業実施想定区域における食物連鎖	1次	<p>記載の内容及び食物連鎖図は汎用的な内容で特に地域的な特徴が示されていないように見受けられますが、見解を伺います。</p>	<p>当該地域には特殊な環境が存在しないことから、道北地方で一般に見られる生態系が形成されているものと考えております。</p>
3-7	103	図3-39 事業実施想定区域における食物連鎖図	1次	<p>生産者として牧草地の区分がありますが、現存植生図(P83~86)を参照する限り事業実施想定区域内に存在を確認できません。本図に牧草地を挙げている理由を伺います。</p>	<p>牧草地は、事業実施想定区域の西側に広く分布しており、事業実施想定区域の北西部に一部含まれております。当該地域の主要な植物食の動物であるエゾシカは行動圏が広く、牧草地の資源を利用していると考えられることから、食物連鎖図に掲載しました。</p>
3-8	104	3.1.7 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	<p>景観資源、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場の中で人と自然との触れ合いの活動の場のみ自治体への聞き取り調査の結果が反映されていますが、他の2項目についてはヒアリングを実施したが選定すべき地点に関する意見がなかった、という認識でよろしかったでしょうか。</p>	<p>自治体へのヒアリングでは、景観資源、主要な眺望点、主要な人と自然との触れ合いの活動の場について明示的な説明を行っており「猿払村営スキー場」を除いて追加すべき情報はございませんでした。</p>
3-9	105 265	図3-40、図4-98 事業実施想定区域及びその周囲の景観資源の状況	1次	<p>①前ページの表3-38及び表4-33のNo.5にて記載されている大規模草地牧場は図内のどこに存在しているのかご教示願います。</p> <p>②記載されている景観資源はすべて自然景観資源だと思われませんが、人文景観資源については文献やヒアリングで確認できなかったという認識でよろしかったでしょうか。</p>	<p>①大規模草地牧場の位置が正しく表示されていなかった点、申し訳ありませんでした。修正した図を別添資料③にお示しするとともに方法書以降で適切に修正致します。</p> <p>②景観資源の文献調査につきましては、表3-38に記載した文献等を対象とし、自治体へのヒアリング等も実施しておりますが、表3-38に記載したものの以外は確認されておられません。</p>
3-10	107	図3-41 主要な眺望点	1次	<p>主要な眺望点の選定が事業実施想定区域の西側のみとなっておりますが、東側となる猿払村には主要な眺望点となる地点はなかったのでしょうか。</p>	<p>事業実施想定区域の東側(猿払村)では、主要な眺望点は確認されておられません。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-11	122	(1)河川、湖沼及び海域の利用状況	1次	①主な河川には、「増幌川、声間川、鬼志別川及び知来別川」があるとされていますが、44ページでは「猿払川、鬼志別川及び声間川等」があるとされています。それぞれどのような観点から主な河川と判断されたのかをご教示ください。 ②水道取水地点については、自治体への聞き取りにより確認されたとのことですが、その他確認された事項（水質調査地点や水道水源への配慮事項等）があれば、可能な範囲でその内容をご教示ください。 ③出典名に誤りがあるので、正しいものに修正してください。	①いずれも事業実施想定区域の周囲に分布する一級河川又は二級河川を例示しておりますが、平仄が揃っておりませんでした。平仄が揃っておらず、誤解を招く表現となっておりますので申し訳ありませんでした。方法書以降で適切に修正致します。 ②以下に聞き取り内容の一部を記載致します。尚、水質調査地点や水道水源への配慮事項に関するご指摘はありませんでした。 ・稚内市では灌漑等が必要な水田等が無いので、農業用水としての河川水の利用は無い。畜産業では上水道を利用している。また、工業用水の利用もない。 ・豊富町の取水はいずれも地下水を汲み上げているので、工事による影響は無いと思われる。 ③出典に脱字があり、申し訳ありませんでした。正しくは「令和3年度 北海道の水道」（北海道環境生活部環境局環境政策課）となります。
3-12	123	図3-46 港湾及び漁港区域	1次	①各取水地点について、どの事業に該当するか、及び水源は表流水か地下水かを追記した図を別添資料としてお示しください。 ②別添資料作成に当たっては、漁港区域についても、漁港名称を追記してください。 また、本図には水道水源の取水地点が記載されているので、表題にもその旨を追記してください。 ③北辰ダムに取水地点が設定されていない理由をご教示ください。 ④猿払村の水道水源について、事業実施想定区域内の保安林でもある尾根に源頭を持つ河川を取水地点とするものが2箇所あります。 風車の設置位置は通常尾根を中心に検討され、ヤードのほか管理道路等により土地改変が生じると考えますが、本事業実施想定区域の設定により水道水源集水域の保安林の機能、保水力及び取水量への影響をどのように考えているのか、事業者の見解を伺います。 ⑤猿払村の水道水源のうち、事業実施想定区域内にある取水地点は、土地改変による直接的影響を受ける可能性があると考えますが、影響の回避について、現時点における事業者の見解をご教示ください。	①②③各取水地点、漁港区域に追記したものを、別添資料④にお示しします。また、北辰ダム貯水池は貯水池全体を取水水源としてダム名を表示しておりましたが、ご指摘の通り取水地点として表示致します。 ④水道水源集水域の改変に伴う、保安林の機能、保水力及び取水量への影響につきましては、林野庁の指導に基づき、適切に対処する方針です。 ⑤本事業では、水道取水点及び取水点上流の河川の直接改変を避けることで、影響を回避する方針です。
3-13	125	図3-47 漁業権の設定区域	1次	保護水面及び共同漁業権の地点名の記載がなく分かりにくいので、地点名を記載した図に修正してください。	別添資料⑤にお示し致します。
3-14	126	(2)地下水の利用状況	1次	事業実施想定区域の周辺に住居等が存在していますので、飲用井戸の有無について確認の上、必要な配慮を行ってください。	今後、事業実施想定区域の周辺住居において飲用井戸の利用状況について確認し、適切に配慮を行います。
3-15	136	(2)住宅の配置の概況	1次	輸送路の利用が想定される範囲に住居等5件が含まれるとのことですが、実施される事業内容が道路の拡幅のみであれば、区域内の施工箇所と住居等の位置は重複しないものと考えます。事業実施に当たって、施工箇所と住宅等は、どの程度の離隔をとることを想定されているかをご教示ください。	現時点では、輸送路の拡幅箇所（施工箇所）が確定していないため、具体的な離隔距離はお示しできませんが、今後、輸送路調査を実施し計画熟度を高めた後、隣接住居の住民と調整のうえ、農業の施業や生活環境への影響に配慮し、適切に実施する方針です。
3-16	141	図3-55 産業廃棄物の発生及び処理状況	1次	出典の年度の記載に誤りがあるので修正してください。	出典に脱字があり、申し訳ありませんでした。正しくは「北海道産業廃棄物処理状況調査の結果について（令和元年度(2019年度)）(1)概要編」となります。
3-17	144	図3-56産業廃棄物処理業者数	1次	①凡例において、「産業廃棄物処理施設」とされていますが、本図では施設の位置が示されているのでしょうか。 ②凡例では中間処分と最終処分の両方を実施している施設は黄色の三角で示すことになっていますが、実際は最終処分のみ実施する施設を示す紫の四角と重なって示されていますので、正しい情報をご提示ください。	①図の凡例の記載が誤っておりました。産業廃棄物処理業者の所在地と処理場の位置が異なる場合もあるため、正しくは「産業廃棄物処理業者」となります。 ②図を修正のうえ、別添資料⑥にお示し致します。
3-18	177	(j)史跡・名勝・天然記念物等	1次	①見出しが「史跡・名『称』・天然記念物等」となっているので修正してください。 ②埋蔵文化財包蔵地が事業実施想定区域内に12箇所含まれていますが、これらを回避しなかった理由、また、これらからどのように対応していくか事業者の見解をお示しください。	①誤字があり申し訳ありませんでした。方法書以降で適切に修正致します。 ②配慮書段階では、事業計画の熟度が低く、風力発電機の配置や改変箇所等の情報が定まっていないことや、当該埋蔵文化財包蔵地については位置の確認にとどまっており、具体的な状況（保全状況、規模、面積など）は確認できていないため、考慮しておりません。 今後の事業計画の検討にあたっては、改変箇所から極力避けるとともに、教育委員会の指導を仰ぎつつ、適切に対応する方針です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-19	183	図3-65 事業実施想定区域及びその周囲の保安林指定状況	1次	①区域のほぼ全域が保安林に指定されています。保安林は公益目的を達成するために指定されているものであり、国有林、民有林を問わずできるだけ改変を避けるべきと考えます。今後どのような環境保全措置を検討していくのかお示しください。 ②豊富町の区域はほぼ全域が土砂流出防備保安林ですが、どのような場合に風車は設置可能となるのでしょうか。	①土砂流出防備保安林と水源涵養保安林が事業区域の大半を占めていると確認しております。現時点では、土砂流出防備保安林については、指定された個別の特段の事情を把握し、保安林の指定目的を踏まえて、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減できるよう検討し、水源涵養保安林については、調整池等の代替施設のみではカバーできない可能性を踏まえて、水源かん養保安林の指定解除面積が一定の要件を超える場合等には、転用する面積以上の保安林を別に確保（代替保安林）する方法を検討しております。 ②上記の通り。
3-20	189	図3-71 事業実施想定区域及びその周囲の河川区域指定状況	1次	利尻礼文サロベツ国立公園やラムサール条約湿地が存在するサロベツ原野を流れるサロベツ川の上流域が区域内に含まれていますが、本川の集水域の改変により下流域への影響はないのか、現段階の想定で構いませんので事業者の見解を伺います。	本事業の実施によるサロベツ湿原への影響につきましては、改変が想定されるサロベツ川上流域からサロベツ湿原迄は20km以上の流路長があること、濁水・土砂流出対策等は環境影響評価手続きをはじめ、林野庁の指導等に基づき適切に対応する予定であることから、サロベツ湿原への影響は無いと考えております。

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	203	4.1 計画段階配慮事項の選定の結果	1次	「他事業との累積的な影響については、事業の進捗や計画熟度に応じて環境影響を受ける可能性のある事業を対象とし、方法書以降の検討の中で検討する」としていますが、本事業は実施想定区域の全域が他事業と重複しているほか周辺にも既設及び計画中の事業が複数存在しており、累積的影響が非常に係わってくる地域であることから、現段階から考慮・検討すべきことがあると考えます。 具体的にどの程度の進捗、熟度の事業を対象とする予定なのかにも触れた上で累積的影響に対する事業者の認識についてご教示願います。	ご指摘の通り、当該地域は累積的影響に留意が必要な地域であると考えており、事業実施想定区域の設定にあたっては、生活環境に係る累積的影響につきましては、隣接する対象事業実施区域（方法書以降の段階）から2kmの範囲を計画地から除外することに加え、方法書以降に行う事業区域の絞り込み、調査結果を踏まえた風力発電機の配置検討等により、重大な影響を回避・低減できる可能性が高いと考えております。また、自然環境に係る累積的影響につきましては、現時点では知見が乏しく、配慮距離等を示す明確な指針等は存在しないものと認識しております。今後、累積的影響に関する知見を可能な限り収集しつつ、適切に事業検討を行うことで、累積的影響による重大な影響の回避・低減が行えるものと考えております。 なお、事業地が重複する事業実施想定区域（配慮書段階）につきましては、配慮書段階では具体的な事業計画を考慮した事業区域の絞り込みが行われる前の段階であると考えられることから現段階では累積的影響について考慮しておりませんが、今後の手続きにおいて必要に応じて他の事業者とも情報交換を行いつつ、適切に検討を進めていく方針です。
4-2	214	表4-6 学校、医療機関、福祉施設、住居等の分布状況	1次	住宅等の「等」には、どのようなものが含まれているかをご教示ください。 また、表題及び注釈における「住居等」と表中の「住宅等」の違いをご教示ください。	住居等は「基盤地図情報 建築物」（国土地理院 基盤地図情報ダウンロードサービス）の無壁舎を除くすべての建築物が該当します。 なお、「住居等」と「住宅等」は同一のもので、平仄が揃っておらず、誤解を招く表現となっております。申し訳ありませんでした。方法書以降で適切に修正致します。
4-3	218	3) 方法書以降の検討等において留意する事項	1次	①「距離に留意し」とされていますが、方法書以降では、住宅等及び配慮が特に必要な施設との離隔距離を1.0km以上とすると解してよろしかったでしょうか。留意するとは具体的にどのような対応をされることを想定されているかについてご教示ください。 ②2点目は騒音の影響についてのみ記載されていますが、超低周波音について留意する事項は1点目に記載された内容のみと解してよろしかったでしょうか。超低周波音に関し、図書に記載されている以外に留意する事項がある場合にはその内容をご教示ください。	①方法書以降でお示しする風車配置案は、計画段階配慮事項で確認された住宅等及び配慮が特に必要な施設の分布の状況に留意したうえで検討を行う予定としており、住宅等及び配慮が特に必要な施設から、少なくとも1.0km以上の離隔距離を確保する予定です。 ②現時点でお示しできる超低周波音への影響低減策は、離隔距離の確保が最も確実性の高いものであると認識しております。また、今後検討を行う対策としては「低周波音の測定方法に関するマニュアル（平成12年10月）」を参考に現地調査を行い、風車から発生する超低周波音の予測計算を行ったうえで影響の程度を把握し、必要に応じて「風力発電機の配置の見直し」等の環境保全措置を検討する予定です。
4-4	221	4) 調査結果	1次	風力発電機の設置検討範囲から2.0km以内に、学校、病院等の留意すべき施設が8箇所あると記載されていますが、表や図では1箇所しかありません。どちらが正しい情報であるかお示しください。	誤記載の件、申し訳ありませんでした。正しくは風力発電機の設置検討範囲から2.0km以内に含まれる、学校、病院等の留意すべき施設は1箇所です。
4-5	226 ~ 227	図4-6(2) 事業実施想定区域及びその周囲における住居等の分布状況	1次	226ページの図では(1/2)とありますが、227ページの図では(2/3)とあります。他に図があるようでしたらご提示ください。	P227の誤記載の件、申し訳ありませんでした。P227の図は正しくは(2/2)となります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-6	228	2) 評価結果	1次	住居等との離隔が現時点で1.0km以上確保されていること等を踏まえて、留意事項に留意することで重大な影響を回避又は低減することが可能であると評価していますが、風車の影の影響がローター直径の10倍の範囲内(今回は約1.6km)で発生するのであれば、1.0km以上の離隔が確保されていることは重大な影響を回避又は低減が可能な前提条件とはならないのではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。	風力発電機の配置検討等の事業計画が定まっていない段階における、風車の影の影響の回避・低減策として、住居等との離隔を確保することが最も有効な措置であると考えており、P.228に記載のとおり方法書以降の図等において「風力発電機の配置検討区域の周囲における住居等の窓の向き、遮蔽物等の状況及び地形を現地踏査により適切に把握することで、影響を適切に把握する」こと、「選定した風力発電機の諸元(ローター直径、ハブ高さ)及び配置から作成した日影図をもとに、影響の程度を予測し、予測結果に応じて必要な環境保全措置を検討する」ことによって、重大な影響の回避又は低減が可能であると考えております。
4-7	229	(a) 動物の重要な種の生息状況	1次	生息環境を考慮し、「海域・海岸・海浜・砂丘」「市街地等」については、風力発電機が存在及び移動により影響を受ける可能性が低い環境として整理した、とありますが、理由が明確ではありませんので、なぜこれらの環境が影響を受ける可能性が低い環境と考えられるのか、事業者の見解をお示しください。	表4-10に示すとおり、事業実施想定区域内に海岸・砂丘は含まれておらず、市街地等は102ha(0.6%)しか含まれていないことから、これらの環境を主な生息として利用する種につきましては、影響を受ける可能性が低いと評価しました。ご指摘の通り、説明が不足しておりましたので、方法書以降の図等において文章を追加致します。
4-8	229	表4-10 事業実施想定区域内に含まれる環境類型区分の面積	1次	事業実施想定区域内に市街地等が含まれていますが、これは主に牧草地が該当しているということでしょうか。またその場合、一般的に市街地に生息すると考えられる動物とは、動物相が異なるのではないかと考えられますが、事業者の見解を伺います。	事業実施想定区域内の「市街地等」は殆どが「牧草地」となっております。ご指摘の通り、一般的な市街地とは生息種が異なることが想定されるものの、一般的な「自然草地」や「二次草地」に類似した動物相でもないと考えられます。しかしながら、Q3-7で回答のとおり、移動性の高い植物食性の動物やそれらを捕食する動物等の重要な餌場として利用することが知られており、地元住民からも関心が寄せられているものと理解しております。 なお、事業実施想定区域内には「牧草地」が殆ど存在せず、「市街地等」は事業地内にほとんど含まれないことから、当該環境を主な生息環境として利用する種は「影響を受ける可能性が低い」と予測しております。
4-9	232	表4-13 事業実施想定区域及びその周囲における鳥類の重要な種の生息状況	1次	p.67において海ワシ類の移動経路として「明間山や増幌川に中継地(渡り期の一時的な餌場・ねぐら及び休息地)が形成されることが報告されている。」とあることから、海ワシ類の主な生息環境に森林を追加すべきではないでしょうか。また、オジロワシは渡りを行う個体もいるので、渡りの有無に○を付ける必要はないのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、方法書以降の図等において海ワシ類の主な生息環境に森林を追加致します。 また、渡り区分につきましては、「北海道鳥類目録・改訂4版」(藤巻裕蔵、2012)の記載に準拠し、機械的に整理しておりますが、ご指摘をふまえ方法書以降の図等においてオジロワシを渡り鳥として扱います。
4-10	236	(c) 専門家等への意見聴取	1次	「当該地域に生息しない種が記載されている」という専門家からの指摘に対し、「計画段階配慮事項では、文献調査結果から機械的に影響を整理する方針」と対応を示していますが、方法書段階では実態に即した種の選定がなされるという認識でよろしかったでしょうか。	方法書以降に実施する現地調査の結果に基づき、適切に予測・評価を行う方針です。
4-11	237	表4-20(1) 専門家等への意見聴取の内容(有識者B)	1次	7つ目の指摘は、オジロワシに関する指摘と言うよりもむしろミスゴに関する指摘と思われる。ミスゴの調査についての事業者の方針を伺います。	方法書段階において、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年、環境省)に準拠し、ミスゴの出現状況や営巣木、行動圏を適切に把握できるような調査計画を策定する方針です。
4-12	241	表4-22 専門家等への意見聴取の内容(有識者D)	1次	①イトウについて、今後の手続の中で対応すると示されていますが、イトウの再生産河川は極めて限定されている中で、その貴重な場所が集中している当該地域で事業を計画することについて、そもそもどのように認識しているのか、事業者の見解を伺います。 ②専門家からイトウの産卵確認についての意見がありますが、図書作成にあたり本意見に関連する文献等は確認しているのでしょうか。確認しているのであればその文献名を、確認していない場合はその理由を伺います。	①専門家の助言からも、当該地域はイトウの産卵床が確認されていること、イトウは産卵後長期間にわたって河床に残留するため工事時期の調整では影響の回避が難しい種であること等を承知しております。また、イトウに関係する保護団体との面談にてコメントを頂き、当該地域の一部の河川がイトウにとって重要な地域であることも承知しております。一方で、風力発電事業では基本的に、尾根部を主体として改変すること、工事用道路等は可能な限り林道や林業作業道等の既設道路を活用する計画であること、改変部での土砂流出防止対策の実施等から、今後の事業計画の検討において影響の回避又は低減する余地が十分にあるものと考えております。今後の事業計画の検討にあたっては、専門家をはじめ、地元の保護団体と協議を行いつつ、適切な調査計画を検討するとともに、影響の回避・低減措置を講じていく方針です。 ②配慮書作成段階におけるイトウの産卵床に関する情報は、専門家からの助言のみであり、文献については現時点では確認しておりません。配慮書段階における専門家への意見聴取は、文献調査での把握が不十分である内容について聴取する目的で実施しており、文献調査で把握しきれないイトウの産卵河川に関する情報を補充出来ているものと認識しております。なお、文献調査についても引き続き実施してまいります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-13	245 246	(b)動物の注目すべき生息地(予測・評価)	1次	①KBA及び生物多様性の観点から重要度の高い湿地(河川)については、図3-38及び図4-8(3)にて事業実施想定区域内に含まれていることが示されていますが、表及び以降の表記では隣接していないことになっており、矛盾しています。どちらが正しい情報であるかお示しください。また、記載等の修正が必要な場合はそれについてもお示しください。 ②上記の区域が事業実施想定区域内に含まれていた場合、これらの区域を回避しなかった理由及び今後の対応について、事業者の見解を伺います。	①KBA及び生物多様性の観点から重要度の高い湿地(河川)の記載が誤っており、申し訳ありませんでした。動物の注目すべき生息地に関する予測及び評価の結果を別添資料⑦にお示し致します。 ②KBAへの改変は方法書段階における対象事業実施区域の絞り込みにおいて可能な限り除外する方針です。また、生物多様性の観点から重要度の高い湿地(河川)につきましては、具体的な区域(区間)が指定されていないことから、当該河川又は湖沼等における直接改変に加え、濁水・土砂流入の影響等を加味した流域単位での包括的な影響の予測が必要であると考えております。したがって、今後の方法書以降の手続きにおいて、専門家からの助言をふまえて、当該湿地に生息する動植物の重要な種、水質(水の濁り)の調査・予測及び評価を行うことで、影響の回避・低減が可能であると考えております。
4-14	250	(c)専門家等への意見聴取	1次	植物の専門家として、1名の専門家(独立行政法人研究員)に意見聴取を行っていますが、可能な限り複数かつ、地域の状況に精通した専門家から意見を聞くことが重要と考えます。例えば本図書においてヒアリングを実施した鳥類の専門家は、事業地に近接かつ類似した環境として北海道大学天塩演習林や中川研究林を挙げていますが、これらの森林における研究実績を持っている大学教員等から意見を聞く必要はないでしょうか。事業者の見解を伺います。	ご指摘を踏まえ、今後の植物の専門家の意見聴取につきましては、北海道大学天塩演習林や中川研究林での研究実績を持つ大学教員への意見聴取を検討致します。
4-15	255	(b)重要な植物群落等	1次	予測において、植生自然度9、10の自然植生についての影響予測が行われていますが、評価に反映されていません。評価を修正する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	予測において植生自然度9、10記載が漏れており、申し訳ありませんでした。修正したものを別添資料⑧にお示し致します。
4-16	256	4)調査結果	1次	天然記念物、鳥獣保護区、保安林、自然植生、特定植物群落のうち、自然植生が事業実施想定区域内に存在すると記載されていますが、第3章で整理されたとおり、区域のほぼ全域が保安林となっており、調査結果に反映されていません。調査・予測・評価を修正する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	P.256に記載した「保安林」は「保護林」の誤りでした。申し訳ありません。重要な自然環境のまとまりの場は、指定地に準拠する法令等の設定根拠・経緯等から、林野庁が定める保護林制度により指定された「保護林」を設定しており、保安林はP170「(2)自然関係法令等」において整理しております。
4-17	266	表4-34 事業実施想定区域及びその周囲音主要な眺望点	1次	事業実施想定区域周辺の集落にある施設等からの眺望点が選定されていません。地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所についても眺望点を選定すべきではないでしょうか。事業者の見解を伺います。	身近な景観の調査地点につきましては、関係市町村へのヒアリングを行いました地域住民が日常生活で慣れ親しんでいる眺望点は把握されていなかったことから、調査地点としては選定しておりません。方法書以降の手続きにおいては、調査候補地点及び調査手法を設定したうえで、関係市町村や地元地区長等へヒアリングを行い、適切に設定する方針です。
4-18	272	(b)主要な眺望景観の変化の程度	1次	今後実施する現地調査では「垂直見込角1度未満の地点も含めて眺望景観を把握」とありますが、そうであれば、景観資源として選定している「大沼」も主要な眺望点として調査地点に追加する必要はないでしょうか。	配慮書段階では、図郭内の収容な眺望点を対象に予測・評価を行っております。方法書以降の手続きにおいては、調査地点及び調査手法を設定したうえで、関係地域の自治体を含む関係機関にヒアリングを行い、主要な眺望点の利用者数や地域との関係性を考慮しつつ、垂直見込角1度未満の地点においても、利用状況や地域住民からの要望に応じて調査・予測を行うことによって、地域との合意形成に努めていきたいと考えております。
4-19	276 ~ 278	表4-38 総合的な評価	1次	方法書以降の手続き等において留意する事項として、いずれにおいても環境保全措置を検討することですが、環境要素によって「必要に応じて」や「予測結果に応じて」と文言を使い分けていますが、どのような場合に措置が検討されるのか。それぞれ具体的にお願いします。	いずれも同義の表現として記載しております。平仄が揃っておらず、誤解を招く表現となっております。申し訳ありませんでした。方法書以降で適切に修正致します。環境保全措置の検討にあたっては、影響が十分に回避・低減できないと予測された場合や影響の極力低減に努めることが適切であると考えられる場合等において、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討・実施していく方針です。

5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
			1次		